

# 総合規制改革会議

構造改革特区・官製市場改革WG資料

## ヒアリング項目に対する厚生労働省の見解 (雇用保険三事業関係)

平成15年9月30日

厚生労働省

# 雇用保険三事業関係

1. 雇用保険三事業について、事業規模約6,000億円に対し毎年度数百億円単位で赤字を出している中、個々の事業の実態についての十分な情報公開や、事業の費用対便益効果について具体的な試算はなされているか、お示し願いたい。

## (見解)

雇用保険三事業の情報開示に関しては、雇用保険三事業を含む雇用対策全般について、平成14年4月から施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、評価を実施し、事業実績や評価結果を厚生労働省ホームページで公表しているところである。

さらに、雇用保険三事業の助成金については、先般、早期再就職の促進等を目的とする雇用保険制度全体の見直しの方向に則し、重点化、合理化を行ったほか、利用実績等から判断して政策的必要性が低下しているものは廃止するなど整理統合を行ったところである。

今後とも、実績を踏まえつつ、それぞれの制度の目的に沿った効果が発揮されているかどうか、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するべく、不断の見直しを行ってまいりたい。

なお、今後新たに発生する政策需要に対する財源を含めた対応については、政策の趣旨・目的や政策対象等を勘案し、総合的に検討していく必要があるものと考えている。

2. 各種の雇用助成金について、その利用実績をお示し願いたい。例えば、広域団体認定訓練助成金などの利用実績が低い助成金については、廃止を検討されるべきではないか。また、特定求職者雇用開発助成金、小規模事業被保険者福祉助成金などの政策的な意義・効果は薄れているのではないか。

### (見解)

雇用保険三事業の各種の雇用助成金の利用実績は、別紙のとおりである。

雇用保険三事業の助成金については、先般、早期再就職の促進等を目的とする雇用保険制度全体の見直しの方向に則し、重点化、合理化を行ったほか、利用実績等から判断して政策的必要性が低下しているものについては廃止するなど整理統合を行っているところである。

(平成15年度に廃止したもの)

- ・ 中小企業高度人材確保助成金
- ・ 再就職促進講習給付金
- ・ 中小企業雇用創出雇用管理助成金
- ・ 能力再開発適応講習受講給付金
- ・ 中小企業雇用環境整備奨励金
- ・ 地域職業訓練推進事業助成金
- ・ 介護雇用環境整備奨励金
- ・ 派遣労働者雇用管理研修助成金

(平成16年度に廃止予定のもの)

- ・ 中小企業人材育成事業助成金
- ・ 情報関連人材育成事業助成金

今後とも、雇用保険三事業の助成金制度については、それぞれの制度の目的に沿った効果が発揮されているかどうか、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不断の見直しを行ってまいりたい。

### <広域団体認定訓練助成金について>

広域団体認定訓練制度については、財政基盤の弱い中小企業が広域的に連合

体を形成し、合同で訓練を実施する場合において、訓練施設の所在都道府県のみ、助成を求めることが制度的に不合理であることから、国が直接的に助成を行うこととしている制度であり、当該制度趣旨を踏まえた場合、広域団体認定制度を廃止することは、制度的に合理性を欠くものである。なお、制度の性格上、予算は少額計上となっているが、十分な利用実績があるところである。

#### <特定求職者雇用開発助成金について>

特定求職者雇用開発助成金は、高齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を公共職業安定所や民間の職業紹介機関の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成を行うものである。

本助成金は、平成13年度に支給対象となる高齢者の年齢を60歳以上に引き上げる等の見直しを行うなど、真に支援の必要な者に重点化して実施しており、平成14年度においては、約6万人の高齢者、障害者等の雇用促進に資しているところである。

#### <小規模事業被保険者福祉助成金について>

小規模事業被保険者福祉助成金の支給については、労働保険事務組合が多数の中小零細企業からの委託を受け、雇用保険関係の届出書類の内容をチェックした上でまとめて公共職業安定所に提出することを促進することとなることから、民間の活用による公共職業安定所における業務の削減等に資するものであり、現在のところは政策的な意義・効果は高いものと考えている。

なお、受託数が多い労働保険事務組合については、受託先からの手数料収入により経営基盤が比較的安定し、一定程度の助成を行うことで上記の目的は達成されると考えられることから、受託数に応じた給付額の上限を引き下げた合理化を行っているところであるが、今後とも、十分な政策効果を確保しつつ、必要な見直しに努めてまいりたい。

# 雇用保険三事業に係る各種給付金等について

(単位：千円)

類型	年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	内容
	助成金	実績	実績	予算	
雇入れ支援	中小企業基盤人材確保助成金	-	-	3,030,363	都道府県知事から改善計画の認定を受けた個別中小企業者が、当該計画に基づく新分野進出等（創業、異業種進出）に伴う労働者（基盤人材）を雇い入れた場合に、一人につき140万円を支給。あわせて一般労働者を雇い入れた場合は一人につき30万円を支給（上限は基盤人材と同数まで）（雇入れ6か月後と1年後の2回に分けて支給）
	介護基盤人材確保助成金	-	-	865,200	都道府県知事から改善計画の認定を受けた介護関連事業主が、当該計画に基づく新サービスの提供等に伴い新たに労働者（特定労働者）を雇い入れた場合に、一人につき140万円を支給。あわせて一般労働者を雇い入れた場合は一人につき30万円（短時間労働被保険者は9万円）を助成（雇入れ6か月後と1年後の2回に分けて支給）
	地域雇用開発促進助成金	500	460,724	3,198,392	同意雇用機会増大促進地域等に事業所を設置又は整備し、その地域に居住する求職者等を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の6分の1（中小4分の1）や、施設等の整備費用を助成（50万円～2億円）（賃金助成は雇入れ後6か月経過後に支給）また、同意高度技能活用雇用安定地域において、新たな事業展開等を図るために必要な高度技能人材等を受け入れる事業主に対して、一定額を助成（高度技能人材の受入れ1人当たり100万円（中小140万円）、地域求職者の雇入れを伴う場合は1人当たり20万円（中小30万円）、6か月毎に2回に分けて支給）
雇用維持支援	雇用調整助成金	11,549,307	15,975,877	26,186,463	景気の変動、産業構造の変化に伴う、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は 出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の2分の1（中小は3分の2）相当額を助成。（1～3か月を一つの単位とする判定基礎期間毎に分けて支給、出向開始から6か月毎に分けて2回支給）

# 雇用保険三事業に係る各種給付金等について

(単位：千円)

類型	年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	内容
		実績	実績	予算	
労働移動支援	助成金				
	労働移動支援助成金	126,818	476,756	10,434,769	雇用対策法に基づく再就職援助計画の認定を受けた事業主が、計画対象労働者に対して、求職活動等のための休暇を付与し、通常賃金の額以上の額を支払う場合又は民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し再就職を実現した場合や、再就職援助計画の対象労働者を雇い入れた事業主が定着講習を実施する場合等に助成（休暇4千円/日、委託費用の4分の1（上限30万円/人）、講習10万円/人（雇入れから6か月後に支給））
	在職者求職活動支援助成金	188,945	808,962	3,678,482	定年・解雇等により、離職が予定されている高年齢者等のうち、離職後再就職を希望する者に対し、求職活動のための休暇を付与し、通常賃金の額以上の額を支払う場合又は民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し再就職を実現した場合や、事業主が対象高年齢者等を雇い入れた場合等に助成（休暇5千円/日、委託費用の4分の1（上限30万円/人）、受入30万円/人（雇入れから6か月経過後に支給））
	建設業労働移動支援助成金	-	4,900	1,300,000	建設業界において同業他社から技術者等を雇い入れ、定着促進のための講習を実施する事業主に対して、一定額（20万円）を助成（雇入れから6か月経過後に支給）
	移動高年齢者等雇用安定助成金	-	400,134	3,000,000	経営再建のための事業の再構築の中で、グループ内企業から送り出される高年齢者等を受け入れ、6歳以降の雇用を確保する事業主に対して助成（65歳以上の定年制を定めている場合は30万円、移動元より1年以上長い定年制を定めている場合は10万円）（雇入れ後6か月経過後に支給）
	退職前長期休業助成金	-	0	871,359	希望退職の募集にあわせて退職前の長期休業制度を設ける、又は制度の拡充を行い、その間の求職活動及び教育訓練の支援を行う事業主に対し、当該休業期間中の手当に相当する額及び教育訓練費の1/3を助成する

# 雇用保険三事業に係る各種給付金等について

(単位：千円)

類型	年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	内容
	助成金	実績	実績	予算	
能力開発支援	キャリア形成促進助成金	-	3,811,230	13,475,062	事業内職業能力開発計画に基づき事業主がその雇用する労働者に対して教育訓練を行った場合、又は、能力開発のための休暇を付与した場合等、その経費及び賃金の4分の1(中小3分の1)を助成(上半期と下半期に分けて年2回支給)
	中小企業人材育成事業助成金	26,223	21,641	60,000	中小企業団体が、その構成員たる事業主の雇用する労働者を対象として人材育成のための事業を行った場合に、人材育成を実施するための準備作業に要する経費の全額(1000万円を限度。建設業は3分の2)を助成(上半期と下半期に分けて年2回支給)
	情報関連人材育成事業助成金	298,133	288,857	68,888	情報処理に関して必要な専門的知識及び技能を習得させるため、新事業創出促進法で規定された新事業支援機関が行う職業訓練を受けさせた事業主に対して受講料の4分の1(中小3分の1)を助成(5万円を限度)
	介護能力開発給付金	46,139	28,177	248,258	都道府県知事から改善計画の認定を受けた介護関連事業主が、当該計画に基づく新サービスの提供等に伴い新たに労働者を雇い入れ、当該労働者を主たる対象者として体系的・計画的な教育訓練を実施した場合に、その賃金や教育訓練に要した費用の2分の1を助成
	職場適応訓練費	42,790	43,554	47,625	実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施する訓練であって、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するものを行った事業主に職場適応訓練費(月額24,000円/人、短期訓練は日額960円)を支給するとともに訓練生には雇用保険の失業等給付を支給
	広域団体認定訓練助成金	61,173	65,047	58,505	全国的な規模もしくは広域的な規模で認定訓練を実施する中小企業事業主の団体又はその連合団体に対し、当該認定訓練の運営に要する経費の3分の2(全国団体)又は2分の1(広域団体)を助成(上半期と下半期に分けて年2回支給)

# 雇用保険三事業に係る各種給付金等について

(単位：千円)

類型	年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	内容
		実績	実績	予算	
少子・高齢化対策	助成金				
	育児・介護雇用安定助成金	1,686,193	2,480,586	2,403,361	育児・介護を行う労働者の雇用の安定に資する措置を講ずる事業主及び事業主団体に対して助成。事業所内託児施設の設置（費用の2分の1）、労働者の育児・介護サービス利用への支援（負担額の2分の1（中小3分の2）、育児休業者の代替要員確保と原職復帰の取組の実施（40万円（中小50万円）、2人目以降10万円（中小15万円））、勤務時間短縮等の措置の導入、子の看護のための休暇の制度の導入（30万円（中小40万円））、育児休業取得促進の取組の実施（70万円）
	育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	360,614	362,174	399,210	育児休業又は介護休業をする労働者の職場適応性や職業能力の低下を防止し回復を図る措置（職場復帰プログラム）を計画的に実施する事業主等に対して、実施した措置に応じて一定額を助成（1人16万円（中小2万円）を限度）
	介護雇用管理助成金	176,344	147,659	235,104	都道府県から改善計画の認定を受けた介護関連事業主が、当該計画に基づく新サービスの提供等に伴い新たに労働者を雇い入れ、雇用管理の改善を図るための事業を実施した場合に、その経費の2分の1を助成
	介護福祉助成金	177,537	160,880	188,293	家政婦（夫）紹介所団体と企業の提携によって発行された介護クーポンにより介護労働者を勤労者に紹介していく事業において、料金の割引を行う紹介所団体に対して、割引を行った紹介手数料相当額を助成
就職困難者対策	特定求職者雇用開発助成金	65,897,895	39,574,625	57,789,271	高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を公共職業安定所又は無料・有料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主又は一定年齢の再就職援助計画対象者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金負担額の3分の1～4分の1（中小2分の1～3分の1）相当額を助成。（雇入れ後6か月ずつに2回（重度は3回）雇入れ後6か月経過後に支給）
	試行雇用奨励金	-	-	14,328,000	中高年齢者や若年者等の特定の求職者を短期間の試行雇用として受け入れる事業主に対して一定額を支給（5万円/月、原則3か月）

# 雇用保険三事業に係る各種給付金等について

(単位：千円)

類型	年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	内容
	助成金	実績	実績	予算	
高齢・障害者対策	継続雇用定着促進助成金	47,090,960	59,043,769	48,092,764	定年延長又は希望者全員を65歳以上の年齢まで継続して雇用する制度を新たに導入する事業主や高齢者事業所を設置した事業主に対して、導入した継続雇用制度の内容、継続雇用期間及び企業規模等に応じて最大5年間支給(30万～300万円/年)。継続制度導入に伴い一定割合を超えて高齢者を雇用する事業主に対して、一定割合(15%)を越える高齢者の雇用数に応じて最大5年間支給(月額1.5万円/人(中小2万円/人))(短時間被保険者は半額)
	障害者雇用継続助成金	122,613	109,399	215,804	事業主に雇用された後に労働災害、交通事故等により身体障害者または精神障害者となった労働者の雇用を継続するため必要な施設の設置、職場適応措置等の措置を実施した事業主に対して当該措置の3分の2を助成(労災1/2負担)
地域雇用対策	沖縄若年者雇用開発助成金	697,092	1,281,754	1,896,322	沖縄県において、30歳未満の若年者に対して雇用機会を開発し、沖縄県内に居住する若年者等を3人以上雇い入れる事業主に対して賃金の3分の1を助成(計画完了日から半年毎に支給(最高2年間))や、施設等の整備費用(15万～62.5万)を助成(計画完了時に1回目、その後1年毎最高3回支給)
	通年雇用奨励金	4,480,273	3,955,279	4,865,532	北海道、東北地方等気象条件の厳しい積雪寒冷地において、季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して賃金の2分の1等を助成
	冬期雇用安定奨励金	10,466,497	7,410,522	8,898,888	北海道、東北地方等気象条件の厳しい積雪寒冷地において、季節労働者を離職させる際に翌春の雇用を予約し、一定額以上の手当を支給するとともに冬期間に35日以上就労させた事業主に対して賃金の2分の1等を助成
	冬期技能講習助成給付金	5,754,680	6,170,489	6,766,439	北海道、東北地方等気象条件の厳しい積雪寒冷地において、通年雇用化に必要な知識や技能を習得させるための講習を行った事業主に対してその費用を助成及び当該講習の受講者に対して受講給付金を支給

# 雇用保険三事業に係る各種給付金等について

(単位：千円)

類型	年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	内容
		実績	実績	予算	
その他	助成金				
	中小企業雇用管理改善助成金	-	-	608,108	都道府県知事から改善計画の認定を受けた事業協同組合等の構成中小企業者又は個別中小企業者が、職業相談室等の設置・整備や職業相談を行う者の配置といった雇用管理改善に取り組み、労働力の安定的な確保を図る場合に助成（設置等の費用の2分の1（上限100万円）、配置に要した費用の3分の1（1年間））
	中小企業人材確保推進事業助成金	1,970,959	1,784,468	2,560,236	都道府県知事から改善計画の認定を受けた事業協同組合等が当該計画に基づき構成中小企業者の人材確保のための雇用管理改善事業及びその成果の普及等を行う場合に、当該事業に要した費用の3分の2を助成（上半期、下半期に分けて年2回支給）
	高年齢者等共同就業機会創出助成金	-	856,396	6,000,000	45歳以上の高年齢者等3人以上が共同で新たに法人を設立して事業を開始し労働者を雇い入れ、継続的な雇用・就業の場を創出する場合に、当該事業の開始に係る一定範囲の経費（人件費を除く）の3分の2を助成（上限500万円）
	受給資格者創業支援助成金	-	-	1,821,930	雇用保険の受給資格者自らが事業を起こし、事業開始後1年間以内に雇用保険の適用事業所となった場合に、その創業に係る費用の3分の1を助成（上限200万円）
	建設雇用改善助成金	5,309,446	4,947,686	5,066,247	建設労働者の雇用改善を図るため、教育訓練、雇用管理研修、現場福利施設の整備等を建設事業主等が行った場合一定額を助成
	看護師等雇用管理研修助成金	9,538	11,181	14,407	病院等における雇用管理の改善を図るために、雇用管理の責任者に、雇用管理の改善に必要な情報・知識等を習得するための研修を受講させた場合、受講費用（実費相当、5万円を限度）を助成

# 雇用保険三事業に係る各種給付金等について

(単位：千円)

類型	年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	内容
	助成金	実績	実績	予算	
その他	短時間労働者雇用管理改善等助成金	294,381	284,862	272,303	短時間労働者の雇用管理の改善のための計画を作成し、その計画に基づき、その雇用する短時間労働者に対して一定の雇用管理改善の措置を実施する等の取組を行う中小企業事業主等に対して一定額を助成（計画作成経費 15万円（小規模 20万円））
	小規模事業被保険者福祉助成金	1,938,810	1,890,820	1,756,170	小規模事業への雇用保険の適用を促進し、小規模事業労働者の福祉を増進させるため小規模事業の事業主の委託を受けて、その雇用する労働者に係る雇用保険の被保険者に関する事務処理を行う労働保険事務組合に対して一定額を支給（8万円～19万円（半期分））（上半期と下半期に分けて年 2回支給）
	勤労者財産形成助成金	1,384	1,139	1,093	中小企業への財形給付金制度及び財形基金制度（勤労者の財産形成を援助するために、事業主が財形貯蓄を行っている勤労者のために毎年定期的に金銭を拠出する制度）の導入を促進するため、雇用・能力開発機構が給付金契約及び基金契約に基づき拠出する中小企業の事業主に対し、拠出金及び基金契約の一定割合（3%～30%）を7年間助成（労災勘定1/2負担）
	勤労者財産形成基金設立奨励金	0	0	150	財形基金制度の導入を促進するため、雇用・能力開発機構が、設立された勤労者財産形成基金に対し、30万円を奨励金として支給（労災1/2負担）
	財産形成貯蓄活用助成金	8,420	5,848	9,976	財形貯蓄活用給付金制度（一般財形貯蓄を行う勤労者が育児・教育等生涯の節目となる事由に対して50万円以上の払出しを行った場合に事業主が支援する制度）を導入した企業について、勤労者に財形貯蓄活用給付金を支払った事業主に対し、当該給付金の額に応じて一定額を支給（8千円～1万7千円）（労災1/2負担）
	中小企業財形共同化支援事業助成金	56,834	54,804	94,500	中小企業が事務代行制度を活用することにより、一層の財形制度の普及を図るため、雇用・能力開発機構が、事務代行制度の普及に関する業務を行う法人である事業主団体に対し当該業務等に要する費用を450万円を限度に最長3年間助成（労災1/2負担）（上半期と下半期に分けて年 2回支給）

3. 雇入れ助成について、短期的には失業予防効果が認められる一方、本来企業が負担すべき人件費の一部を肩代わりすることで企業間競争を歪めるものではないか。また、助成金のつく労働者とつかない労働者との間で、雇用代替効果が生じるのではないか？

#### (見解)

中小企業雇用創出人材確保助成金等の雇入れ助成については、一般的な人材の確保ではなく、経営基盤や事業活動の基盤の強化に資する人材など、将来にわたって雇用機会の創出に対する波及的効果のある特定人材の確保に支援対象に重点化したところであり、当該労働者の雇用だけでなく、他の労働者の雇用への波及効果が期待されるものであるが、今後とも政策効果等を見定めながら、必要に応じ見直しを行うこととする。

4. 雇用調整助成金等の雇用安定関連助成金は、本来起こるべき労働移動を人為的に防止するものであり、結果的に助成の長期化をもたらすのではないか。一時的な経済事情に基づく緊急避難措置として設けられたにも関わらず、結果的に長期化している雇用安定関連助成金の例が多いのではないか。

#### (見解)

雇用調整助成金等の雇用安定関連助成金は、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ることを目的としており、全体として、円滑な労働移動の促進や雇用機会の創出に一定の役割を果たしていると考えている。

さらに、雇用安定関連助成金を含む雇用三事業の助成金については、先般、雇用保険制度全体の見直しの方向である再就職支援の促進等の観点から、各種助成金についても、円滑な労働移動等への重点化など必要な見直しを行うとともに、併せて利用実績が上がっていない助成金については、廃止するなどの整理統合を

行ったところである。

雇用調整助成金についても、景気変動等に対応した一時的な雇用調整を行う事業主を支援するという制度本来の目的を踏まえ、支給限度日数の縮減等を行い、構造改革を阻害することとならないよう見直したところである。

今後とも、各種助成金制度については、その政策効果を不断に見極めつつ、有効に活用されるよう努めてまいりたい。

5．能力開発事業に関して、社会のニーズを反映した、効果のある訓練内容とするために、職業訓練校等と類似の民間職業訓練事業との間で、就職率等の比較分析は行なわれているか。国や地方自治体が職業訓練を行なうよりも民間に委ねてその費用を助成することの方が効率的ではないか。

#### (見解)

国及び都道府県は、求職者が再就職するのに必要な能力を身につけることを目的として、民間では対応できない職業訓練（離職者訓練）を実施しており、職業能力開発校等の公共職業能力開発施設において行っているほか、多様な内容・レベルの訓練ニーズに対応するため、委託訓練として、専修学校、大学・大学院、NPO、求人企業等民間の教育訓練機関等の積極的な活用を図っているところである。

なお、民間委託訓練の受講者の訓練修了1か月後の就職率については42%と、公共職業能力開発施設における訓練受講者の就職率の67%に比べ低い状況となっている。

また、この公共職業能力開発施設で実施する訓練については、我が国の製造業等を担う中小企業が求める高度技能者の養成のうち、高額な設備・機器や高度な技術・技能に係るノウハウを要するために民間では対応できない訓練を実施している。

一方、民間教育訓練機関等が実施する訓練については、事務系・情報系といったホワイトカラーを養成する目的の訓練が中心であり、公共職業能力開発施設での訓練と民間に委託した委託訓練は、その役割分担が行われている。

また、民間教育訓練機関は大都市部に偏在していることから、すべての訓練ニーズの受け皿となることは困難な現状にある。

したがって、国や都道府県が行っている訓練を民間に委託する方が効率的な場合は、積極的に委託を推進するよう努めているところであるが、現状においては、民間委託のみで社会のニーズに応えることは困難であると認識している。

6.8月23日東京新聞や8月5日~7日読売新聞に報じられているように、一方で過去の建物を、建設費を大幅に下回る価格での販売が行なわれる一方で、新たに『箱もの』の建設費が雇用保険事業から賄われていることに関する貴省の見解をお示しいただきたい。

### (見解)

勤労者福祉施設は、雇用保険三事業の一つである雇用福祉事業の一環として、労働者のための教養、文化、体育又はレクリエーション等の施設として整備されたものであるが、特殊法人の事業の見直し等を行うため譲渡等を行うこととなった。一方、新たに建設された施設は、

- ・若年者を中心とした職業能力の向上に寄与するキャリア形成支援の拠点として設置された「私のしごと館」や、
  - ・人材の育成を目的とした各種事業を行う職業能力開発施設
- であり、これら勤労者福祉施設とはその目的を異にするものである。

「私のしごと館」は、近年の若年失業率の上昇、フリーターの増加等若年者の雇用情勢が非常に厳しい中、若年者に対し、職業意識の形成、適職選択、キャリア形成が適切に行われるよう支援するための施設として、

職業能力開発施設は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得し、また民間では対応が困難な訓練を主とし

て行うための施設として、  
必要なものであると認識しており、今後とも十分にその機能を発揮して  
いけるよう努めてまいりたいと考えている。